

# 避難行動要支援者支援制度

～名簿の登録を開始します～

**自力での避難が難しい方を地域で支援します**

災害時に自力で避難することが難しく手助け（避難支援）が必要となる方（避難行動要支援者）に対して、町会など地域の方々（避難支援等関係者）が協力・連携して支援を行う制度を導入します。

避難支援が必要な方を把握するため避難行動要支援者の名簿を作成します

対象者

- ① 要介護認定（要介護度3～5）を受けている方
- ② 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方
- ③ 療育手帳（A判定）の交付を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方
- ⑤ ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムを設置している方
- ⑥ 65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳以上の方のみの世帯の方
- ⑦ その他避難支援等が必要と認められる方（例・家族と同居しているが日中はひとりである高齢の方など）

※ 施設や病院等に長期入所・入院していない方が対象となります。

名簿の登録方法

対象者①から⑤の方へは市から申出書を送付します。避難支援を希望する場合は、同封の返信用封筒でご返信ください。

⑥⑦に該当し、避難支援を希望する方は、総務課または各支所、市役所窓口（介護保険課・高齢福祉課・障がい保健福祉課）に備えてある申出書用紙にご記入のうえ、同窓口提出してください。市のHPからもダウンロードできます。

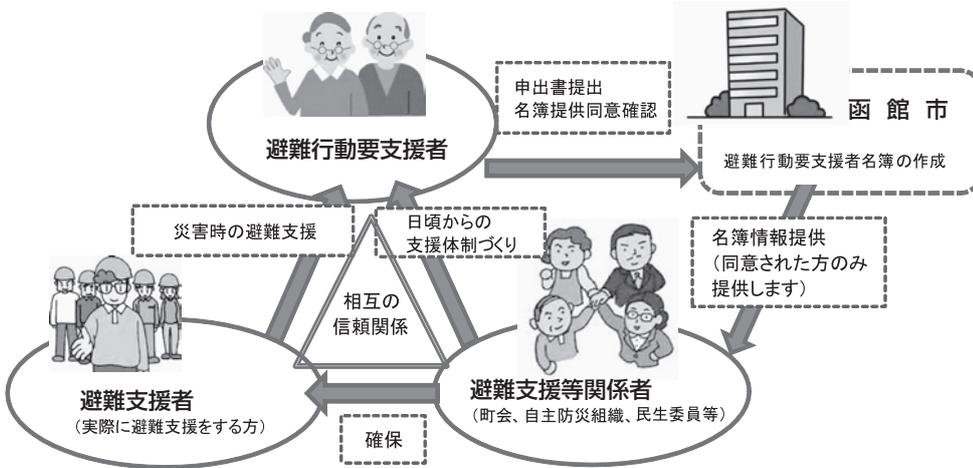
名簿の活用方法

登録した個人情報情報提供に同意した場合、地域の避難支援者等関係者へ情報提供し、日頃からの支援体制づくりに活用されます。災害時において本人の生命身体に危険があるなど、特に必要がある場合は、同意がなくても、救助・救援にあたる防災関係機関などに情報提供します。

※ 名簿登録は強制ではありません。また、登録により災害時の支援が保証されるものではありません。

お問合せ  
総務課防災担当

☎ 21・3648



## 給付金の申請受付中

～期限は12月26日～

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請がお済みでない方は期限までに申請してください。対象となる方で申請書が届いていない場合は、ご連絡ください。

受付期限 12月26日(金)【必着】

※ 期限内に申請がない場合、給付金を受け取ることができません。

お問合せ 給付金事務局 ☎21-3810

会場 函館大学  
お問合せ 高齢福祉課  
☎ 21・3021

日時 12月13日(土)  
午後1時半～4時10分

市では、日吉4丁目団地跡地に民間活力を活用し、住まいや医療・介護・生活支援を一体的に提供する「福祉コミュニティエリア」を整備する方向で、今年度基本構想を策定します。市民・事業者・行政が取り組むべき方向を考える機会として「多世代交流を育む福祉コミュニティ形成を目指して」と題したシンポジウムを開催しますので、ぜひご参加ください。

福祉コミュニティの構築に向けたシンポジウムを開催